平成２２年（フ）第９６号
山口県下関市武久町２丁目72番16号
債務者　泉　　敬
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
佐賀県唐津市鎮西町加倉1115番地
債務者　赤木　栄子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２２号
佐賀県唐津市相知町町切676番地１
債務者　王丸美穂子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第７９号
富山市五福5407番地２　中央コーポ502号
債務者　小竹　千晶
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９号
山口県岩国市美和町佐坂339番地
債務者　神過　眞弓
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３２号
広島県福山市神辺町大字上竹田４番地５
債務者　奥宮　篤子（旧姓重松）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６９号
神戸市須磨区千歳町３丁目３－８－402　上月章子方、住民票上の住所神戸市須磨区青葉町４丁目１番15―55号
債務者　前田　絵里
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４７号
神戸市中央区多聞通５－１－13　歩10番館903号室、住民票上の住所神戸市兵庫区鵯越町11番23号
債務者　葉坂　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２号
松江市西川津町1216―７　シティーコープ愛信Ⅰ　116号、住民票上の住所松江市福原町411番地
債務者　福田　光治
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
熊本市尾ノ上４丁目11番240号
債務者　橋本　　晃
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５２７号
千葉県習志野市東習志野３丁目７番７号　アネックス80　203号
破産者　吉岡　辰男
1　決定年月日　平成22年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４４号
群馬県伊勢崎市八寸町4896番地３
破産者　有限会社はちす木工
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
群馬県伊勢崎市長沼町673番地10
破産者　有限会社石倉特殊印刷工業
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３９号
千葉県市川市二俣２丁目14番20―303号
破産者　株式会社晋和建設
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４０号
千葉県習志野市東習志野５丁目16番16―401号
破産者　岩藤　潤悦
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１７号
千葉市若葉区若松台２丁目23番６号
破産者　石井　享子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６０２号
相模原市南区若松３丁目38番２号
破産者　有限会社奥山建装
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５号
島根県邑智郡川本町大字因原1144番地２
破産者　有限会社マルマ
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部